

毎週火、金曜日発行(但休日^に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇選管告示 選挙運動に関する支出金額の制限額の改正

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和三十五年十月鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号をもつて告示した、昭和三十五年十一月二十日執行の衆議院議員総選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額を、次のとおり改める。

昭和三十五年十一月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

候補者一人につき 六十三万一千七百円